

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画の更新の考え方について

「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」（以下、「方針」という。）に基づく、屋内温水プールを活用した水泳指導の全小学校の移行をより確実に進めていくために、方針の実施計画（以下、「実施計画」という。）の更新を図ることから、その考え方を以下のとおり整理する。

1 経緯及び実施計画の更新の目的

本区においては、方針及び実施計画に基づき、令和4年度から小学校を中心に屋内温水プールを活用した水泳指導へと移行を進めているところである。今年度は区立小学校49校中約半数の25校が屋内温水プールを活用した水泳指導に取り組んでいる。

本事業については3年目を迎えたところであるが、近年の猛暑の深刻化や2024年問題のバス業界への影響等、環境や社会の状況変化に加えて、これまでの取組において顕在化した課題に対して的確な対策を講じるとともに、全小学校の移行に向けた道筋を示すなど、今後、より確実に全小学校の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行を進めていくために、実施計画の更新を図るものである。

2 これまでの取組経過

（1）取組の概要

年度	取組内容
令和2年度	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の策定
令和3年度	「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画の策定
令和4年度	屋内温水プールを活用した水泳指導を12校※で実施 「今後の水泳指導の実施方法に関する方針」の実施計画の改定
令和5年度	屋内温水プールを活用した水泳指導を24校※で実施
令和6年度	屋内温水プールを活用した水泳指導を27校※で実施

※試行実施校及び中学校を含む

（2）取組の結果

ア アンケート結果

令和4年度及び令和5年度に学校外の屋内温水プールを活用して水泳指導を行った小学校の教員及び児童に対するアンケート結果は、別紙1のとおり

イ 事業経費

年度	委託費及び 施設使用料	バス借上げ料	合計	備考
令和4年度	49,592,197 円	26,043,780 円	75,635,977 円	12校※で実施
令和5年度	95,533,499 円	54,570,320 円	150,103,819 円	24校※で実施
令和6年度	117,566,985 円	101,202,467 円	218,769,452 円	27校※で実施 未確定のため契約 推定総価を記載

※試行実施校及び中学校を含む

ウ アンケート結果等を踏まえた本事業の効果と課題

効 果	課 題
① 天候の影響を受けずに計画的な水泳指導が可能	① 全小学校の移行に向けた受入施設の確保
② 複数のインストラクターが指導補助に入ることによって指導面や安全面で有効	② 安定的なバスの確保
③ 学校プールの維持管理が不要となり教員の負担軽減に有効	③ 移行完了までの間の学校プールの熱中症対策

3 課題への対応

(1) 受入施設の確保に向けた新たな屋内温水プール施設の整備

全小学校の屋内温水プールへの移行と民間施設撤退時のリスク及び一般利用者の負担を考慮し、今後安定的に受入施設を確保するため、現在整備を進めている2施設に加えて、地域のバランスを考慮の上、新たに1施設の整備を行う。

3つ目となる施設の運用を仮に令和15年度と想定した場合、それまでの間の年度ごとの水泳指導で活用できる施設の受入可能枠（学校数）の試算については、別紙2のとおり

(2) 複数の調達方法を組み合わせることによる安定的なバスの確保

現行のバス借り上げ契約の調達方法に加え、多数のバス事業者と強いネットワークを有する旅行代理店等の事業者に一括でバス手配を請け負わせる契約の調達方法も併せて検討していく。なお、契約期間についても単年度契約から複数年の契約期間へと変更することを検討していく。加えて、今後、整備を予定している施設の管理運営委託の中にバスの運行を含める案についても検討していく。

(3) 移行完了までの間の学校プールへの熱中症対策

前提として、暑さ指数（WBGT）が31℃以上の時には、水泳指導を原則中止とするが、31℃以下であっても熱中症のリスクは存在するため、次年度、数校に試行的に熱中症対策を講じ、その効果を検証したうえで、屋内温水プールへの移行スケジュールを加味して、各校に本格的に対策を実施していく。

4 その他

(1) 中学校の水泳指導の考え方

中学校は教科担任制のため、学校外の屋内温水プールを活用して水泳指導をするには、移動時間が時間割の編成上、大きな支障となる。そのため、原則は学校プールで水泳指導を行う。ただし、改築や大規模改修の対象校、区で整備する屋内温水プールへアクセスしやすい学校については、事前検証を実施したうえで、屋内温水プールへ移行するかどうかを個別に判断していく。

(2) 区で整備する屋内温水プールの有効活用

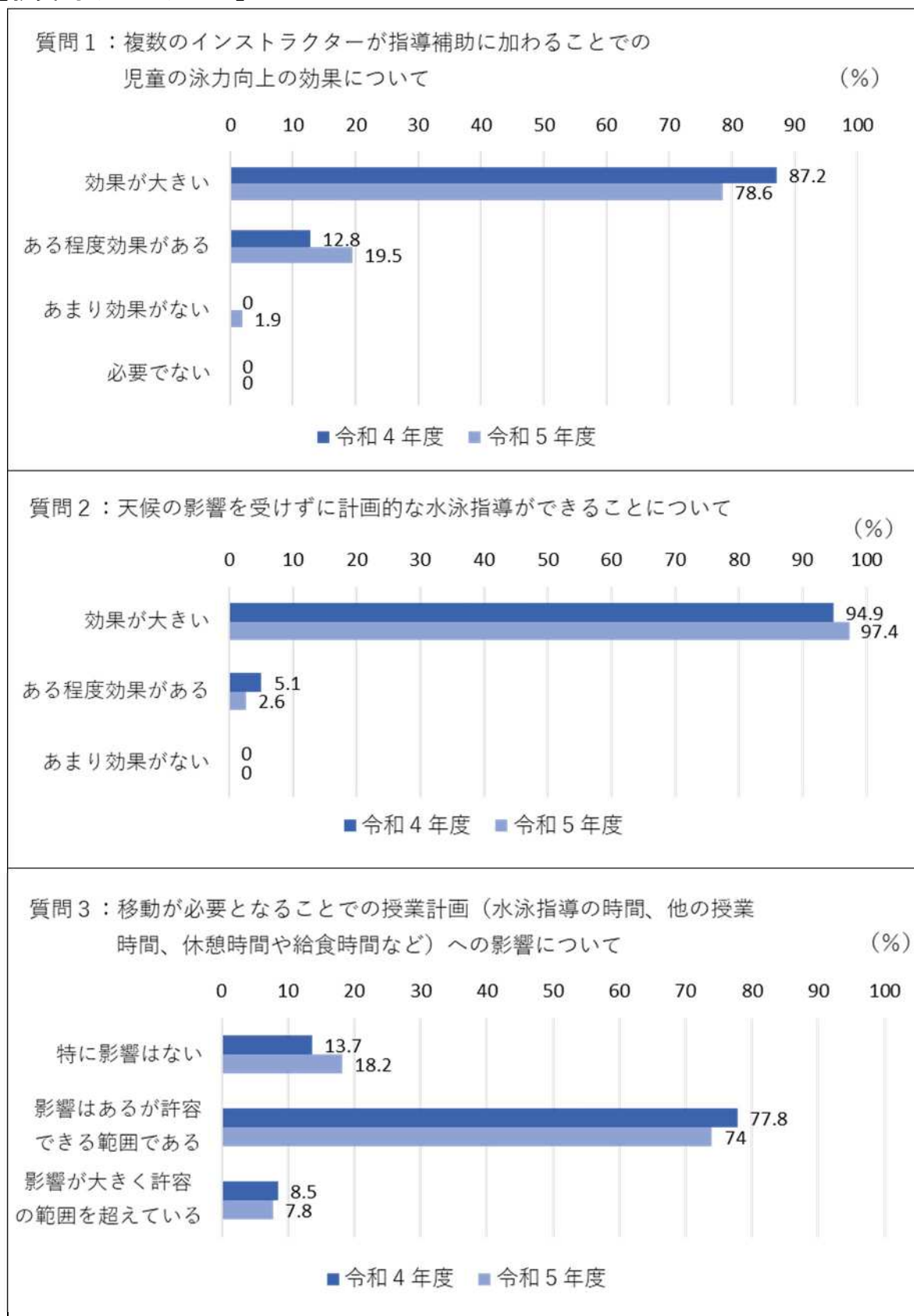
区で整備する屋内温水プールについては、施設の有効活用のため、学校の利用時間外には区民が広く利用できる施設とする。また、今後、本施設での夏季休業中の水泳教室の実施等についても検討していく。

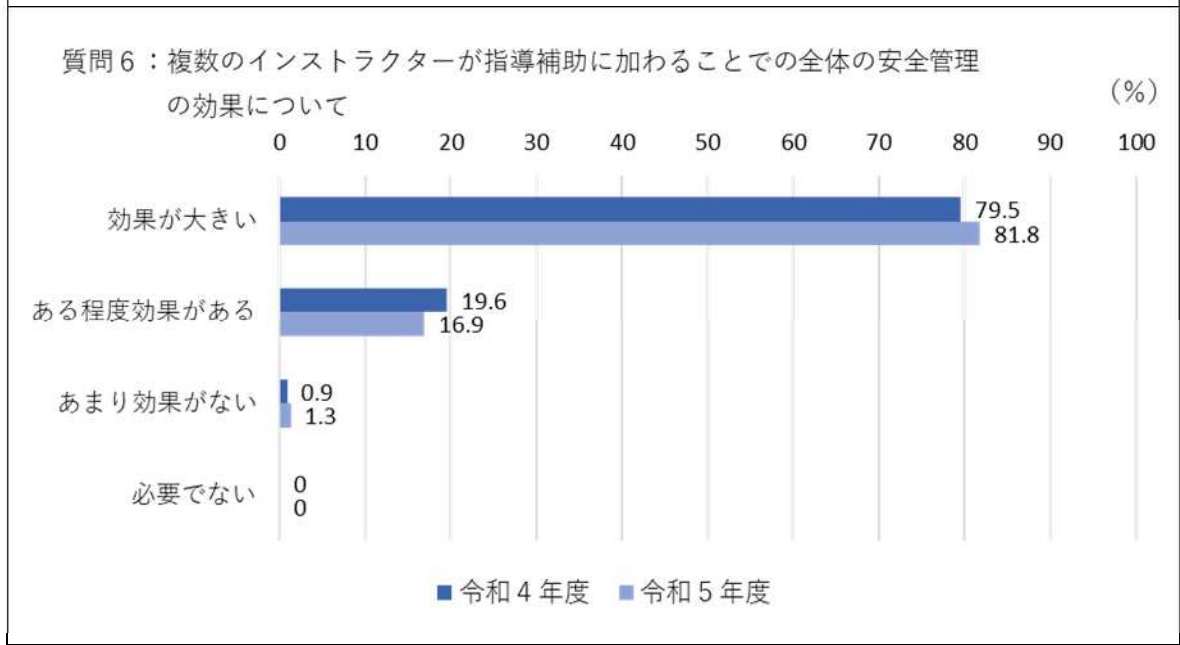
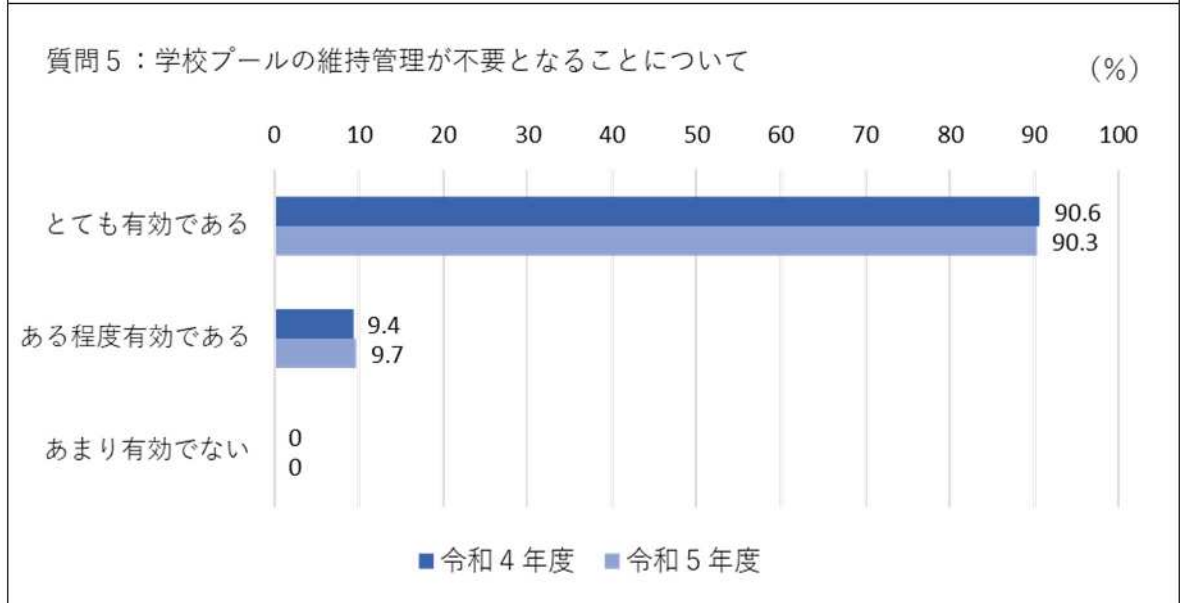
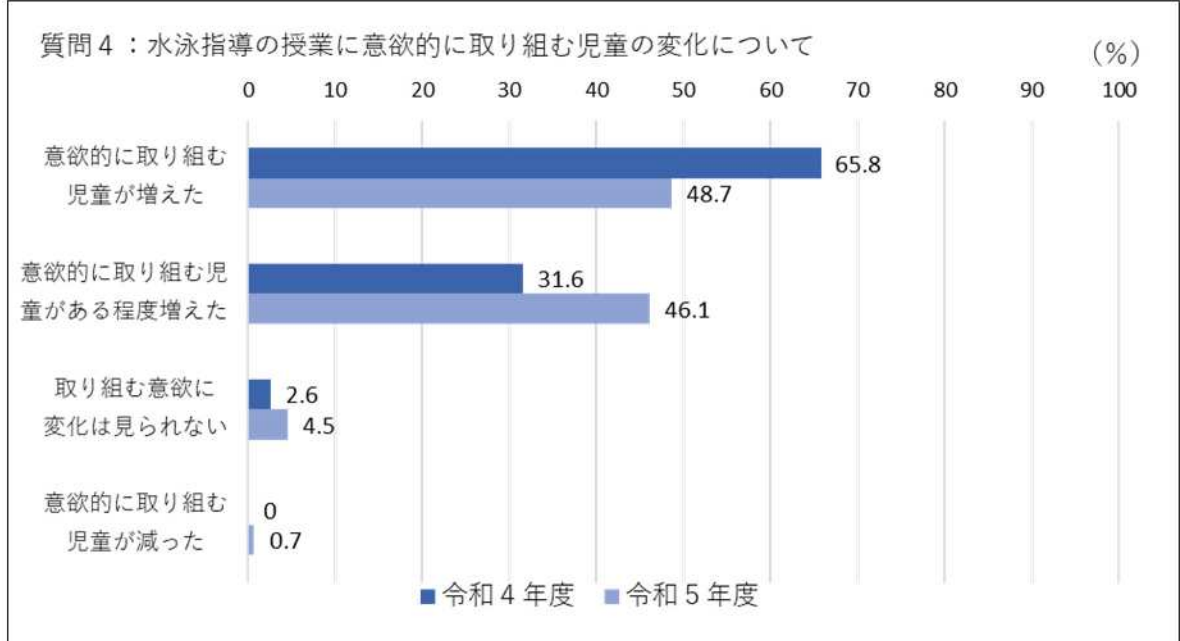
(3) 実施計画の更新に向けて

以上の考え方に基づき、今後速やかに、新たに整備する施設の適地の選定を調整していくとともに、具体的な移行シミュレーション等を行い、それを踏まえた実施計画へと更新を図っていく。

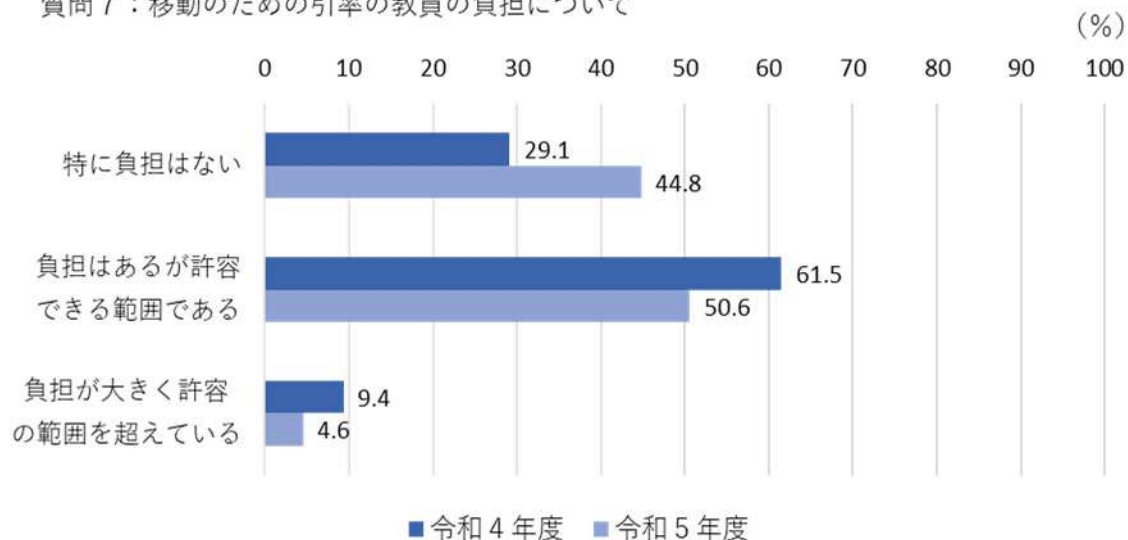
令和4年度及び令和5年度に実施した学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導に関するアンケート結果

【教員向けアンケート】

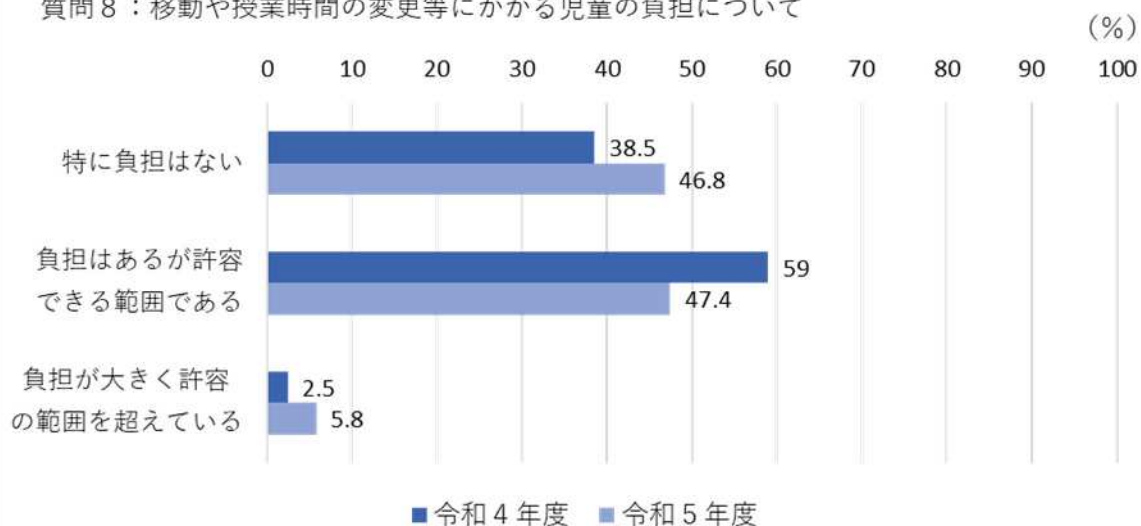




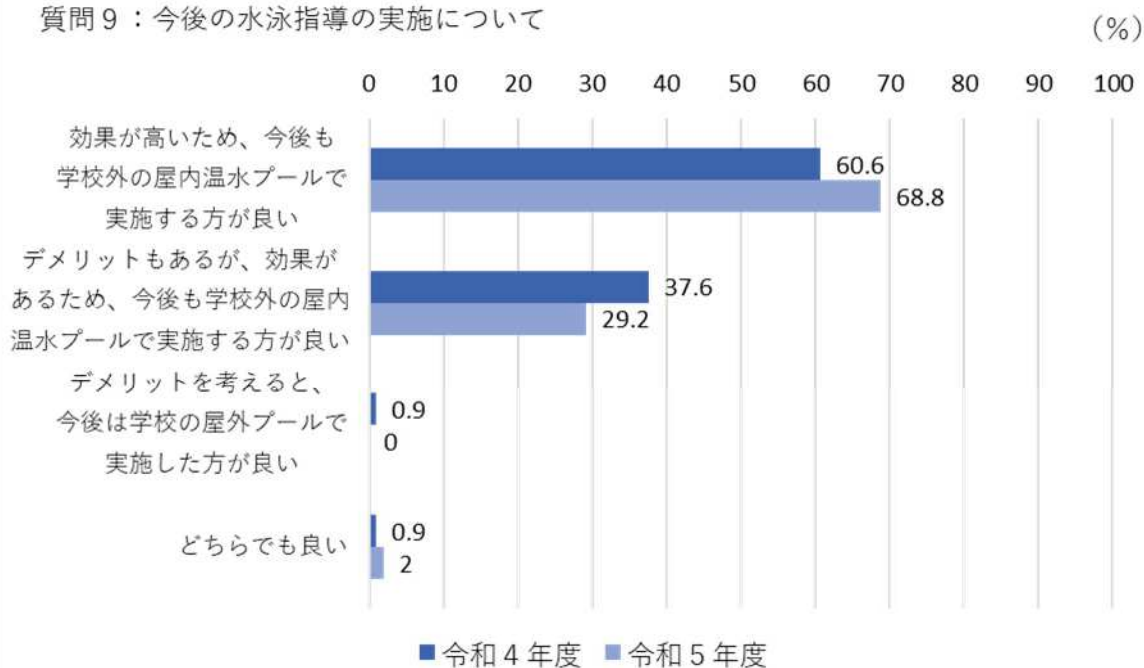
質問 7：移動のための引率の教員の負担について



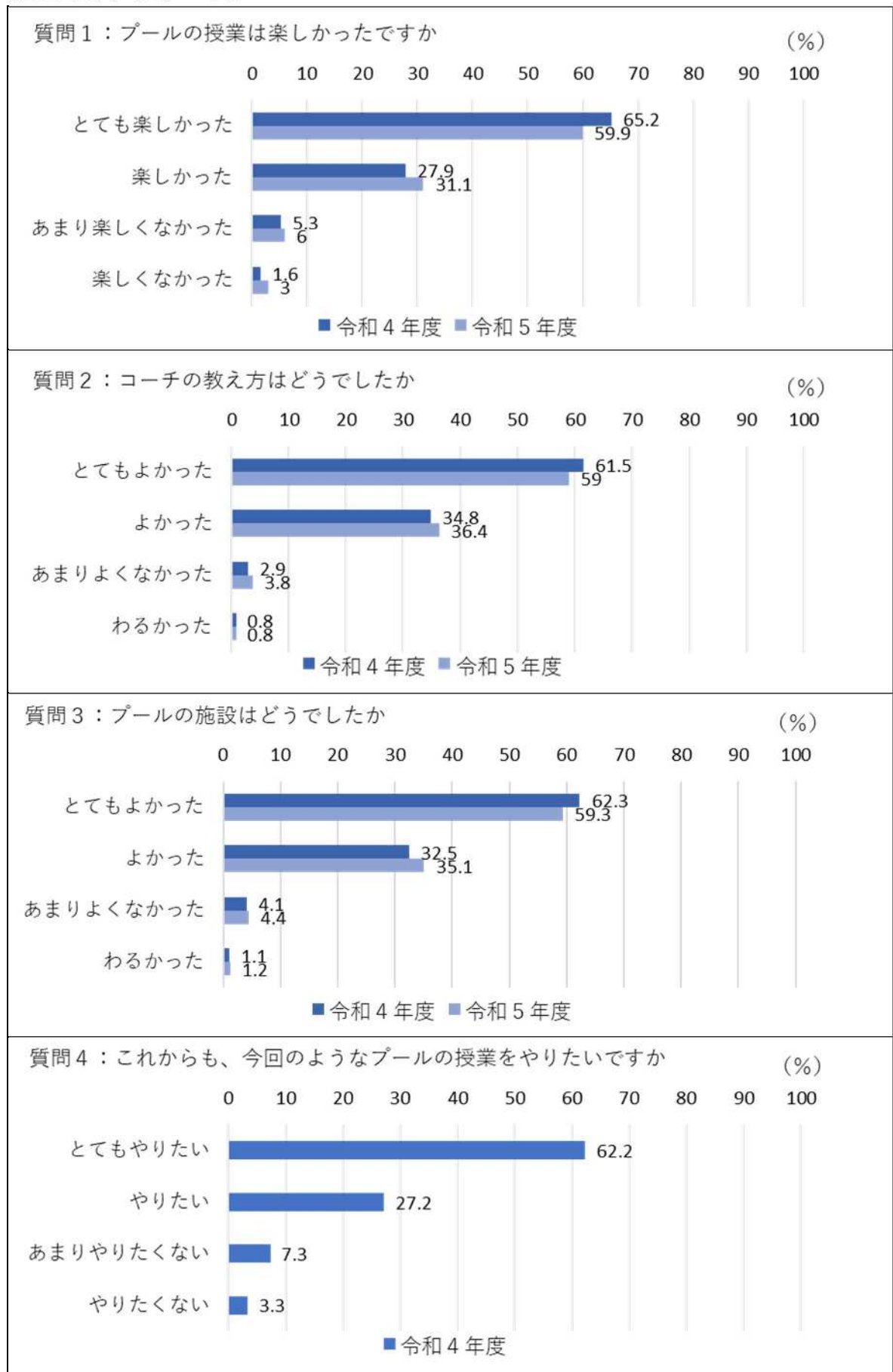
質問 8：移動や授業時間の変更等にかかる児童の負担について



質問 9：今後の水泳指導の実施について



【児童向けアンケート】



屋内温水プール施設の受入可能枠(学校数)の試算

別紙 2

3つ目の施設の運用を仮に令和15年度と想定した場合、それまでの間の年度ごとの水泳指導で活用できる施設の受入可能枠(学校数)の試算については、以下のとおり

施設区分 \ 年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
既存民間等施設の受入可能枠(学校数)	25	25	25	25	25	25	25	25	25	25
区で整備する屋内温水プールの受入可能枠(学校数)	—	—	—	—	10	20	20	20	20	30
合 計	25	25	25	25	35	45	45	45	45	55

- <備考>
- ・令和10年度からの(仮称)新宿地区屋内温水プールの活用を想定
 - ・令和11年度からの(仮称)お花茶屋地区屋内温水プールの活用を想定
 - ・令和15年度からの3施設目の屋内温水プールの活用を想定
 - ・既存民間等施設の受入可能枠(学校数)については、試行実施校及び中学校を除いた数